

賜一身田

〔續日本紀二十九〕神護景雲三年五月壬辰詔曰不破内親王者先朝有勅削親王名而積惡不止重爲不敬論其所犯罪合八虐但緣有所思特宥其罪仍賜厨真人厨女姓名莫令在京中

〔日本後紀桓武〕延曆廿四年十一月庚辰相模國大住郡田二町賜從四位下百濟王教法

〔日本後紀嵯峨〕弘仁三年三月己卯山城國乙訓郡陸田一町九段賜春日內親王

〔類聚國史百七職官〕大同四年五月癸亥在河內國內藏寮田十一町賜正五位下伊勢朝臣繼子其一身之後收爲寮田

〔三代實錄三十陽成〕元慶二年六月二日丙寅敕以參河國播磨郡荒廢田一百町賜孟子內親王爲一身田

〔輶軒小錄〕一身田之事

伊勢に一身田と云ふ所あり、專修寺と云ふ寺ありて、親鸞宗の一本寺なり、世に高田と云ふ、一身田と云ふこといかなる故をしらず、近頃三代實錄を見れば、元慶二年六月丙寅、敕以參河國播磨郡荒廢田一百町賜孟子内親王爲一身田と云へり、是に依りてみれば、一身田と云ふは、口分田世業田の類にて、其一身に下賜せらる、田地の名と見えたり、昔この田を賜ふ處、後世遂に地の名となると見えたり、佛家に一身阿闍梨など云ふことあり、あはせ見るべし。

〔續日本紀光仁〕寶龜十一年四月辛丑、勅備前國邑久郡荒廢田一百餘町賜右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂

〔日本後紀桓武〕延曆十五年九月癸卯越前國坂井郡公田二町、荒田八十四町、賜諱淳和太

己丑河内國志紀郡荒田一町、賜正七位下秋篠朝臣清野

〔日本後紀桓武〕延曆十八年十二月癸巳攝津職舊荒田五十七町、賜大田親王

〔日本後紀桓武〕延曆廿三年九月甲戌近江國蒲生郡荒田五十三町、賜式部卿三品伊豫親王

賜荒廢田